

別表27 溶融処理石

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	<p>再生資源を溶融処理により無害化して製造した「溶融処理石」を対象とする。用途は、次のaまたはbとする。</p> <p>a. かご工の中詰め材、防波堤の中詰め材・腹付石、石積(張)及び基礎栗(捨)石 一般的な割ぐり石の寸法区分の 50-150 または 150-200 のいずれか、または、JIS規格に基づく別表27-1の質量による区分のいずれかに区分する。</p> <p>b. 道路等で使用する路盤材 別表2再生路盤材に準じる。</p>
② 品質・性能	<p>a. かご工の中詰め材、防波堤の中詰め材・腹付石、石積(張)及び基礎栗(捨)石 「JIS A 5006:1995 割ぐり石」の以下の全ての項目に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うすっぺらなもの、細長いものでないこと。 ・圧縮強さ 4,903.3 N/cm²以上 ・見掛比重(見掛密度) 2.5 g/cm³以上 ・吸水率 5%未満 <p>b. 道路等で使用する路盤材 別表2再生路盤材に準じる。</p>
③ 再生資源の含有率	<p>別表27-2に掲げる再生資源を、使用材料の質量比で90%以上含有しており、これら以外の再生資源を使用材料に含まないこと。かつ、道路等で使用する路盤材の場合は「溶融処理石」を製品の質量比で30%以上とし、その他は別表2再生路盤材に準じる。</p>
④ 環境に対する安全性	<p>a. 原料および再生資源の原料として、特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。ただし、以下(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、特別管理(一般・産業)廃棄物を使用することができる。</p> <p>(1) 製造工場が、すべて愛知県内にあること</p> <p>(2) 製品の無害化について、アまたはイにより確認できること</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 愛知県の再生資源活用審査制度により審査され、適正な活用が行われると認められていること</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 環境省の再生利用認定制度の認定を受けていること</p> <p>b. 原則として「溶融処理石」が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。</p> <p>c. 「溶融処理石」の溶出試験の結果は以下の基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度(pH) 5.8~8.6の範囲内 (測定方法は「JIS K 0102:2019 工場排水試験方法 12.1 ガラス電極法」による) ・全亜鉛 0.01 mg/L 以下 ・ノニルフェノール 0.0006 mg/L 以下 ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.006 mg/L 以下 <p>d. 道路等で使用する路盤材で、「溶融処理石」以外に用いる再生資源については、別表2再生路盤材に準じる。</p>

⑤ 品質管理	a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表27-3に定める項目について製造者・販売者の状況を報告すること。

別表27-1 質量による区分

呼び方	1個の質量 kg		荷口の許容差	
	標準値	許容差		
割ぐり石 1号	10	±20%	(1個の質量の標準値の許容差をはずれるものの合計質量の、全質量に対する百分率)	
割ぐり石 2号	20			
割ぐり石 3号	30			
割ぐり石 5号	50			
割ぐり石 10号	100	±10%		30%
割ぐり石 20号	200			
割ぐり石 30号	300			
割ぐり石 50号	500			
割ぐり石 70号	700			
割ぐり石 100号	1000			

別表27-2 再生資源となるもの

燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）、処分するために処理したもの（コンクリート固化したものに限る）

別表27-3 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材の利用時に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---